

## 協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定の締結について、この協定説明書によるものとする。

### 1. 公告日 令和8年1月28日

### 2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一  
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

### 3. 基本協定の概要等

#### (1) 名称

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（測量）に関する基本協定

(2) 本基本協定（案）は、別添－1のとおりである。

(3) ここに記載のない基本協定の概要は、公告1. (2)～(8)のとおり。

### 4. 基本協定締結のために必要な要件

公告2. (1)～(8)のとおり。

### 5. 評価に関する事項等

#### (1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価項目		評価基準					
部門登録	測量業務の登録状況	測量業務の事業登録あり			測量業務の事業登録なし		
		【A】	【B】	【C】	【A】	【B】	【C】
成果の確実性	遠賀川河川事務所管内における過去10ヶ年度+当該年度（平成27年度以降公告日までに完了）の河川における測量業務の実績の内容	遠賀川河川事務所の業務実績あり	遠賀川河川事務所以外の国、県の業務実績あり	市町村等の業務実績あり	左記以外		
業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和5年度～令和6年度）の平均点（実績がない場合又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上	70点以上 75点未満	60点以上 70点未満	60点未満		

評価項目		評価基準		
地域特性の把握	遠賀川河川事務所の管轄区域における本支店の有無	本店がある	支店等営業所がある	左記以外
		【A】	【B】	【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる体制	測量士を2名以上 【A】	測量士+測量士補を2名以上 【B】	左記に該当しない 【C】
	上記技術者が拠点より管内出張所までの到着時間	30分以内に到着できる出張所が複数ある 【A】	30分以内に到着できる出張所がある 【B】	全ての出張所において30分以内に到着できない 【C】
継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	遠賀川河川事務所の管轄区域内において30年以上の営業実績あり 【A】	遠賀川河川事務所の管轄区域内において15年以上の営業実績あり 【B】	遠賀川河川事務所の管轄区域内において15年未満の営業実績あり 【C】

## (2) 評価方法

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、業務成績順（過去2年間の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

## 6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号  
 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 水防企画係  
 電話：0949-22-2037 FAX：0949-29-5115

## 7. 資料の作成及び提出

- (1) 本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4. に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は本協定を締結できない。

- ①提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで

②提出場所：6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

防災情報課メールアドレス (qsr-onga\_boujyou01@mlit.go.jp) に提出する。なお、様式一 1 については会社の代表印を押印した資料のスキャンデータを PDF にして提出すること。

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に従い様式 1 ~ 3 により作成すること。

項目	記載要領・留意事項
企業の実績	<p>①遠賀川河川事務所管内の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成 27 年度以降公告日までに完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しが済んでいる契約金額が 100 万円以上の河川における測量業務の実績の中から 1 件を（様式 2）に記載すること。</li><li>業務実績対象発注機関は次のとおり。 国 : 国土交通省、国土交通省以外の「国の機関」、独立行政法人、国所管の公益法人、旧公団（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)) 県 : 県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社 市町村 : 政令指定都市以外の市町村、公益民間企業</li><li>実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。</li><li>実績として挙げた業務の業務評定点が 60 点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格（調査基準価格）を下回った業務の実績において、業務評定点が 70 点未満の場合は、業務実績として認めない。</li></ul>

<b>企業情報 (地域貢献)</b>	<p>②地域特性の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀川河川事務所管轄区域内の本店又は支店等営業所の所在地を（様式3）に記載すること。</li> </ul> <p>③技術者保有に基づく信頼度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に早急な配置が可能な測量士又は測量士補（以下、「測量士等」という。）の人数を（様式3）に記載すること。</li> <li>・申請書提出期限日において雇用する測量士等の登録証又は登録通知書の写しと雇用していることがわかる証明書（公的機関が発行した証明書等）を人数分添付すること（この証明に不必要的事項又は個人情報は黒塗りすること。）。ただし、2名を超える場合は、2名分の証明書を添付すればよい。なお、評価は測量士の方を優位に評価するので、測量士の証明書を優先して添付すること。</li> </ul> <p>④本店又は支店等営業所から管内出張所までの到着時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者が拠点としている本支店から各出張所までの距離及び時間（時速30km/h換算）を（様式3）に記載すること。</li> <li>・各出張所の所在地は次のとおり。 飯塚出張所：飯塚市川島729-1 田川出張所：田川市寿町7-54 中間出張所：中間市大字垣生1991-1 宮田出張所：宮若市本城422-6 直方出張所：直方市大字頓野3330-1</li> </ul> <p>⑤継続的な営業に基づく信頼度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠賀川河川事務所の管轄区域内の本店又は支店等営業所の営業年数を（様式3）に記載すること。</li> </ul>
------------------------	--

#### （4）契約書等の写し

- 1) 上記（3）①の遠賀川河川事務所管内の業務実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 業務実績がテクリスに登録されていない場合、又は、テクリスに登録されている場合でも、上記（3）①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写しを提出すること。
- 3) 上記（3）①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

##### (5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先  
6. に同じ。

#### 8. 基本協定締結者の決定方法等

##### (1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域精通度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

##### (2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和8年3月11日（水）を予定している。

##### (3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、令和8年3月23日（月）を予定している。

#### 9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

##### (1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限：令和8年3月16日（月）17時00分

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

###### 1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

###### 2) 電子メール

防災情報課メールアドレス（qsr-onga\_boujyou01@mliit.go.jp）に提出する。なお、電子メールにより提出した場合はメール送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

##### (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和8年3月19日（木）までに、説明を求めた者に対し、電子メール等により回答する。

#### 10. 協定説明書に対する質問

##### (1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

防災情報課メールアドレス (qsr-onga\_boujyou01@mlit.go.jp) に提出する。なお、電子メールにより提出した場合はメール送信後、

6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、電子メール等により令和8年2月9日（月）までに行う。

11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。